

平成21年3月26日（木）

（午前9時30分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）この際、報告いたします。

市長から平成21年3月25日付、橋総第194号をもって追加議案7件が送付されております。

次に、総務委員会委員長・辻本君から平成21年3月17日付をもって議案1件が、同じく議会運営委員会委員長・山田君から平成21年3月18日付をもって議案1件が、同じく議員・中西健君ほか5人から、平成21年3月12日付をもって議案1件が提出されました。

議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において11番 岩田君、23番 井上君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第40号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中上良隆君）日程第2 議案第40号

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）皆さん、おはようございます。議会最終日のトップですけども、よろしく願いいたします。

それでは、委員長報告を行います。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託された 議案第40号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査するため、3月17日、23日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第40号は、現在建設中である橋本周辺広域ごみ処理場の稼働により、平成21年8月1日より、本市のごみ処理業務が橋本周辺広域市町村圏組合に移ることに伴い、関係規定の整備を行うものである。

主な改正内容は、分別の促進や資源回収量の増加を図るため、ペットボトル及びその他プラ製容器包装用の資源ごみ用の指定袋と、可燃ごみや埋立ごみ用の指定袋に価格差を設けている。新たな指定ごみ袋については、広域ごみ処理移行前に市場に流通させる必要があるため、施行期日を移行期日の1カ月前からとする。なお、可燃ごみ袋は、販売価格の値上げになることから、現行の指定袋の買い占めが予想されるため、特例として、現行の指定袋の使用期限を広域移行後の1年間、平成22年7月31日までとするものである。

後は、本施設で処理することができるようになり、処分に要する費用を全額負担いただくこととし、1袋400円と設定した。現行料金と比べ2倍の値上がりとなるが、当該事業者以外の事業者は、従来どおり1袋600円で処理業者に依頼する必要があり、優遇措置は残っているとの答弁がありました。

以上、17日の質疑、応答の概要であるが、各委員より、一律の値上げ改正は、「市民の理解は得られない」、「一定の配慮が必要である」等々の意見が出され、当局に再検討するよう申し入れ、1日目の審査を終えた。

17日に引き続き、23日に審査を行い、当局より、可燃ごみ袋について、市民によってごみ減量化の取り組み度合いに差がある中、一律の値上げ改正は、「市民の理解は得られない」、「一定の配慮が必要である」との各委員の指摘を受け、市においても同様の配慮が必要であるとの認識に至り、再検討した運用方法について説明がありました。

再検討の結果については、平成21年8月から22年3月末までの8カ月間について、週1回収集の減量化に取り組んでいただいている家庭を算定基準として、ごみの排出量から必要な袋枚数を購入いただく現行価格と新価格の差額に相当するごみ袋の枚数を、全世帯に支給することとする。これにより、減量化が進んでいない世帯と差別化されることになり、今後ごみの排出抑制と資源化、減量化に努めていただきたい。22年度以降については、ごみ排出量の推移を見ながら、ごみ減量化に努めていただく市民に対し、適切な奨励手法を研究し実施したいとの説明がありました。

無料支給されるごみ袋数の具体的な算出方法について ただしがあり、例えば、ごみ減量化に取り組まれている4人までの世帯であれば、8カ月間でごみ袋は35枚程度必要となり、旧価格から新価格への移行により1世帯

当たり1,225円の負担増となる。この負担増額分を新価格で割り戻した24.5枚が対象となるが、10枚が1セットになっているため、30枚の配付を考えている。また、5人以上の世帯であれば、50枚の配付を考えているとの答弁がありました。

8カ月間の暫定措置については、どういった形で規定するのかとのただしがあり、要綱で規定したいとの答弁がありました。

全国における成功事例として、佐世保市が取り組まれている佐世保方式2段階ごみ有料化制度があり、約30%の減量効果を上げているが、一定量無料型では、ごみ袋代を50円にしても10%程度の減量効果にとどまる。8カ月間はあくまでも暫定措置であり、根本的な解決になっていないため、22年度以降について、より効果が出る佐世保方式を導入する考えはあるかとのただしがあり、広域移行後の8カ月間で、ごみ処理に係る経費、ごみ減量化の進捗状況等を分析し、排出抑制効果だけで判断せず、コスト面も含めて総合的に検討して、どういった手法が適切か見きわめたい。また、議会にも報告した上で取り組みたいとの答弁がありました。

市民への周知について、今回の改正内容だけでなく、必要な処分経費、施設の整備・運営費、有料化の考え方、ごみ減量化の取り組み実績等をあわせて公開する考えはあるのか。また、職員についても、担当部署だけでなく全員に周知する必要があると考えるがいかにかとのただしがあり、市民に対して、改正点だけでなく、ご指摘いただいた内容も含めて周知していきたい。職員に対しても、処理経費の一部を負担いただく有料化の内容も含め、周知徹底したいとの答弁がありました。

以上、委員長報告でございます。議員各位のご賛同、よろしくお願いたします。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）質問というよりも訂正箇所、表現間違っていると思うんですが、4ページの上から12行、13行で、「全国における成功事例として、佐世保市が取り組まれている佐世保方式2段階ごみ有料化制度があり、約30%の減量効果を上げているが、一定量無料型では」、佐世保方式2段階ごみ有料化制度は、どちらか言えば一定量無料型ですので、ここでは、「一定量無料型」というところは、「排出量単純比例型では」、うちの制度のことを言うてると思いますので、ここは「排出量単純比例型では、ごみ袋代を50円にしても10%程度の削減効果にとどまる」というのが正しい表現やと思えます。

これ、私、言わしてもうたことですので、ここの訂正、これ、どないしてええかわからんさかいに質問したんですけど。

○議長（中上良隆君）暫時休憩いたします。

（午前9時46分 休憩）

（午前9時49分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）ただ今、委員長報告をさせていただいたわけありますけども、一部分言に誤りがありますので、訂正方お願いいたしたいと思えます。

報告書の4ページ中段でありますけども、「全国における成功事例として」というところなんですが、そこからずっといきまして、「一定量無料型では、ごみ袋代を50円にしても10%程度の減量効果にとどまる」ということなんですけども、「一定量無料型」ではなく「排出量単純比例型」ということでござい

ますので、訂正方をよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）ご了承願います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）本議案は、ごみ袋代を3倍にも大幅に引き上げる議案であり、反対をいたします。

先ほどの委員長報告によれば、8カ月間という期間を設けて暫定措置を講じるということでもありますけれども、その後、市民にとって大変なことになると、こういう立場で討論をいたします。

反対理由の一つは、地方自治法で、市民が出すごみ処理は自治体固有の仕事とされ、橋本市も営々とその仕事を行ってきました。今回のごみ袋の大幅値上げは、ごみ処理の大きな方向転換を意味いたします。それは、市民が出すごみ処理を有料化することです。こんな大事な問題を突然議会に提案し、市民に何の相談もしない、意見を述べる機会も与えないまま、本会議で決定しようとしていることです。このような手法は、市民の理解を得ることは困難だと思います。長期総合計画で言う、市民と行政の協働のまちづくりとはあまりにも乖離した施策と言わなければなりません。

反対理由の二つは、循環型社会形成法に基づき、従来のごみ処理、大量生産・大量廃棄・焼却から、徹底したごみの分別・リサイクルの追求が進められている。橋本市でも、木下市長を先頭に、生ごみの堆肥化によるごみの

減量化、食用廃油のバイオ燃料化など、多くの市民の皆さんの協力を得て進められ、一定の成果を上げているところです。ごみの徹底した減量・分別・リサイクルの追求は、市民の協力なしに不可能なことは論を待ちません。今回のごみ袋の大幅値上げを実行すれば、多くの市民が協力し、生ごみの堆肥化による可燃ごみの減量など、徹底した分別・リサイクルを実践している市民にくぎを刺す、逆なでするということになってしまうと思います。

反対理由の三つは、今日の市民の生活実態との関係です。100年に一度と言われる大不況下、市民は将来に大変な不安を持ちながらの暮らしを余儀なくされています。このような、生活に追い打ちをかけるような施策は極力避けるべきだと。最悪の時期に、市民に新たな負担を求めることは納得できません。

以上、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 市道の認定について から、日程第5 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について までの3

件

○議長（中上良隆君）日程第3 議案第46号 市道の認定について から、日程第5 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）委員長報告書。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託された 議案第46号 市道の認定について、議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月18日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第46号は、団体営農道整備事業として本市が整備した、紀の川尾野山4号線・恋野北線、国土交通省が京奈和自動車道関連事業として建設し、本市が移管を受ける、北側道原田長平線・東家菖蒲谷支線並びに民間業者が開発により建設し、本市が帰属を受ける紀見芝崎線の5路線を新たに市道として認定するものであり、委員会はさきに現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、東家菖蒲谷支線は行きどまりになっているため、最後にUターンできる広場を設けているが、入り口部分に行きどまりを知らせる看板を設置する必要はないのか とのただしがあり、供用開始までに「この先行きどまり」等の案内看板を設置したい との答弁がありました。

議案第54号は、橋本市高野口IT地域交流センターについて、現在の指定管理者である「高野口町商工会」による施設の運営実績等

を考慮し、引き続き同会を指定管理者として指定し、指定期間は平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間とするものである。

委員から、現指定期間中の利用者数について ただしがあり、本施設の利用者・来訪者は、平成18年度・4,224人、19年度・3,443人、平成20年度は21年2月現在で3,687人であるとの答弁がありました。

本施設が所有しているパソコンの利用状況について ただしがあり、現在、本施設では、パソコン教室等を開催できるよう講師用1台と生徒用10台のパソコンを所有している。利用状況については、指定管理者が実施した事業ではないが、民間の方に会議室とパソコンを貸し出す形で行ったパソコン教室等の利用が、18年度で12回、19年度で8回、20年度は2月現在でゼロ回となっている との答弁がありました。

事業計画ではさまざまな取り組みが示されているが、収支計画書は人件費と施設の維持管理経費のみの計上となっている。これで事業計画に示されている取り組みを実行できるのか。実際は、貸し館業務だけになっているのではないかと。そうであれば、指定管理する意義はあるのか とのただしがあり、本施設は補助金を活用して整備しているため、積極的に収益を上げる事業の展開は難しいが、事業計画に掲げる取り組みを実施できるよう、指定管理者である高野口町商工会と協議したい。また、現状は貸し館業務が中心となっているが、本施設の設置目的を達成し、多くの市民に活用いただけるよう、指定管理者を指導したい との答弁がありました。

議案第55号は、橋本市高野口パイル織物開発センターについて、現在の指定管理者である「紀州繊維工業協同組合」による施設の運営実績等を考慮し、引き続き同組合を指定管

理者として指定し、指定期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とするものである。

委員から、指定期間について、他の施設の多くで複数年としている中、本施設は1年としている理由について ただしがあり、指定管理者と調整、協議しなければならない事項があり、指定期間の1年の間に、今後の指定管理も含め協議したい との答弁がありました。

本開発センターでこういった活動をしているのか とのただしがあり、紀州繊維工業協同組合の組合員で立ち上げた企業が本施設を利用し、再織りに関して、商品化には時間を要するが、現在の16色使いにさらに付加価値をつけるべく、32色使用する研究開発などに取り組んでいる との答弁がありました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第46号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 市道の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第54号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第9 議案第53号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について までの4件

○議長（中上良隆君）日程第6 議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第9

議案第53号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは、委員長報告を行います。

去る3月12日の本会議において、本委員会に付託された 議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第51号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第52号 橋本市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、議案第53号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第44号、第52号、第53号は全会一致で、議案第51号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第44号は、診断書等の作成件数の増加や様式の多様化により、医師や事務員に係る業務量が年々増加しており、これに対応するため、市民病院における文書料金の改定を行うものである。

委員から、この改定でどの程度の収入を見込んでいるのか とのただしがあり、現在の文書料収入は、月額約111万円で、新料金に改定された場合は月額166万円となり、55万円の収入増加を見込んでいる との答弁がありました。

議案第51号は、近年の景気低迷により、所得の増加が見込めない情勢の中で、医療費の伸びに対して国民健康保険税の確保が難しく、事業運営は非常に厳しいものになっている。平成20年度の本市国民健康保険特別会計は、

大幅な制度改正に伴い、後期高齢者支援金等新たな支出も増加し、19年度の繰越金があったにもかかわらず、さらに基金を取り崩さなければならぬ状況にあるため、当該特別会計の健全化に向けて、21年度の国民健康保険税率を改めるものである。

委員から、国民健康保険税の値上げ幅はどれくらいかとのただしがあり、今回の提案している改正後の税率で試算すると、一般1人当たりで、20年度の8万8,887円に対し、21年度10万7,145円と約2割のアップになるとの答弁がありました。

21年度で大幅に上がる理由並びに低所得者層の負担になる均等割、平等割で大幅に上がっているが、調整できなかつたのかとのただしがあり、橋本市の税率については、旧橋本市は、平成12年度に改正してから現在まで据え置かれている。旧高野口町は、所得割6.6、資産割61%、均等割と平等割となっていたが、合併時の調整において、旧橋本市の税率に統一するということが下がっている。このときに改正すべきであったと考えるが、合併調整上、困難であった。20年において、後期高齢者医療の創設と大幅な制度改正があり、新しい交付金等ができたため、予測が難しく、20年度に税率のアップが行えなかつた。そのため、今回の改正になった。均等、平等割の算定は法律で定められており、所得割・資産割50%、均等割・平等割50%になるように決められており、今回の改正においては、若干調整をしているが、それに基づいて率を決めているとの答弁がありました。

改正しない場合、橋本市政に及ぼす影響はどうかとのただしがあり、21年度については、不足分が約3億円あり、一般会計から繰り入れていただくか、基金を取り崩して対応できるが、一般会計から繰り入れた場合、特別調整交付金でペナルティーを受ける場合が

あり、20年度での額でいくと7,900万円となり、また、伝染病等の発生時に備え、法律上一定の基金の保有も必要であり、22年度にさらに大幅な値上げをせざるを得なくなる見込みとなり、国保会計の健全運営のため、本年度の改正が必要であるとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、100年に一度と言われる不況下の中で、国民健康保険税の大幅な負担増を求めることに納得できない。また、滞納者に対して、さらなる強制徴収に力を入れることとなる。国民健康保険税を可能な限り値上げせずに、21年度で赤字になったときに負担増を求めていくということで反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、今、国民健康保険税を値上げすることは、市民にとって厳しいことであるが、値上げせずに負担を先送りするよりは、結局市民の利益になり、やむを得ないと考え賛成するとの討論がありました。

議案第52号及び議案第53号は、ともに介護保険料率の改正に関するものである。介護保険制度は、平成12年度より施行され、平成21年度で4期目に入る。今回の介護保険料の改正については、新たな介護保険料段階として、高所得者を対象とした「第7段階」を新設し、介護保険料基準額の上昇を抑制するなど、低所得者の保険料負担の軽減を図るとともに、介護従事者の処遇改善のために実施される介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を段階的に抑制するため、特例規定を設けるものである。

議案第52号は、この特例規定に係る財源として、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることになっており、当基金の適正管理を行うため、橋本市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定するものである。

議案第53号は、今回の介護保険料の改正に

係る所要の改正を行うものである。

委員から、第3期の介護保険事業計画策定委員の構成について ただしがあり、20名の委員で構成している。内訳は、保健医療関係者が4名、福祉関係者が6名、被保険者代表が5名、費用負担代表者が3名、行政関係者2名である。第4期については、15名で5名の減員である。減員の内訳は、福祉関係で2名、被保険者代表で2名、費用負担代表者で1名である との答弁がありました。

施設待機者の人数について ただしがあり、平成20年3月末現在、特別養護老人ホームの本市での待機者は202名。また、橋本伊都圏域では335名の待機者となっている との答弁がありました。

介護保険料の値上げに伴う低所得者への軽減措置について ただしがあり、第3期までは介護保険料の設定が3年間同じであったが、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が年度によって交付の金額が変化するため、各年度で違う保険料にした。3年間を平準化した場合の保険料が、現行の保険料より月額2円低く抑えられた との答弁がありました。

以上、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第44号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）反対の立場から討論を行います。

高齢者控除の廃止、定率減税の廃止などによる増税、社会保障の後退など、将来不安が大きい中、さらに世界的な経済危機と市民の生活は大変な状況です。そういうときに、あまりにも大幅な値上げ案であり、認めるわけにはいきません。現在でも収納率が92%を割り、ペナルティーが課せられているのに、さらに収納率を下げることになりかねません。

また、資格証明書の発行も増え、市民の健康を守るべき国民健康保険であるのに、医者にかかれず重症化し、医療費が増えるという悪循環になりかねません。

再度見直すことを求め、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、賛成の立場から討論します。

文教厚生委員として所属しておりますが、委員会が始まるまでは、私は反対しようと思っていました。ところが、委員会が始まって、市当局の説明あるいは議員の意見等々が出てくるうちに、これはやっぱり反対では具合悪

いんじゃないかということで賛成に回りました。

これに反対すれば、今、委員長報告でもありましたように、国からペナルティーを受けると。今わかっているだけでも7,900万円の交付金がなくなると。奨励金というのかな、そういう意味のものがなくなるということで、それから、ほかの自治体は、国の枠の範囲内で負担して頑張っているにもかかわらず、橋本市は一般財源を繰り入れて、それで今何とかしのいでいこうとするのであれば、橋本市は余裕があるんだなということで、いろんな補助金とか交付金で、またさじ加減で不利益を受けるおそれもあるということでもあります。

さまざまな点で不利益が伴います。場当たり、先送りをして、一時的にしのいで済む問題ではないと考えます。結局は市民に、より大きな負担となって返ってくる、不利益となって返ってくる。次の世代に不利益や負担を負わせ、今いい子になって平然としていることは、政治家として無責任であると思いますので、本条例案に賛成いたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）私は、本議案である国保税の大幅値上げ議案に、反対の立場で討論を行います。

反対理由は、これだけ大幅な値上げに市民は耐えられるのかと。今回の値上げは、所得に関係なく大幅に値上げされることです。そもそも、国民健康保険の加入者の多くは低所得者であります。保険料を納期までに納入できない市民は今日1,000世帯を超え、6カ月間以上の滞納ということで、短期保険証の発行件数は319件、保険証を取り上げられる資格証明書の発行件数は150件にもなっています。こ

の件数は、国保税の強制徴収を実行したことで若干減少していますが、この実態は異常なことで、市民の命と健康を保持することを目的とした国民皆保険制度が、大きく揺らぐ現状にあります。

さらに今回の大幅値上げによって、さらに深刻な事態を招くことは明らかであります。文教厚生委員会の質疑で、値上げをしなければ来年度から赤字になるとの説明ですが、本年度の1年間で、値上げを回避することに全力で取り組むことを強く求めたいと思います。

考えられることを申し上げます。

1、今日の国保会計を困難にしている最大の理由である国庫負担金の削減分を、速やかにもとに戻させること。45%の国の負担金が、今日38.5%に削減をされ、そのまま放置されています。

2、多くの自治体が実施している、法を越えた一般会計からの繰入金を増額をすること。

3、国保基金を取り崩し、保険税を抑制すること。

4、市独自の減免制度を充実し、低所得者の保険料を軽減すること。

5、健康診断の受診率を向上させ、病気の早期発見、早期治療を推進し、医療費を抑制すること。

6、健康増進事業をさらに充実・発展させ、医療費を抑制すること。

7、ジェネリック医薬品の使用率を向上させ、医療費を抑制することなど、これらのうちのいくつかを実行できれば、国保税の大幅値上げは避けられると考え、反対討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中上良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号と議案第53号の2件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第52号 橋本市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてと、議案第53号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号と議案第53号の2件については委員長報告のとおり可決されました。